

2025年9月11日

国立大学法人金沢大学  
人事労務課長 西口 明宏 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 早津 裕貴

### 懇談要求書

下記の事項について懇談を要求します。9月26日までに、懇談の日時の候補日、方法等について、返答ください。組合側としては、1か月以内を目途に懇談の開催を要望いたします。

#### 記

1. 附属学校園教員の改正給特法への対応について、組合と協議すること。

(趣旨)

公立学校教員の処遇改善や長時間労働是正に向けた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律」が6/11に成立しました。これは、給与月額の4%を一律支給する「教職調整額」を2026年1月から段階的に引き上げて、2031年1月には10%にするほか、従来の管理職と教諭との間で校務等の総合的な調整役を担う「主務教諭」を創設することや、学級担任への手当を加算することで教師の処遇を改善すること等を含む改正です。

本学では、教職調整額に加えてそれを超える勤務に対しては時間外労働手当が支給されていますが、大前提として基本的には公立学校に準じた給与体系がとられてきたと認識しています。公立学校で予定されている給与体系の改正について、本学でどのような対応が検討されているのか、意見交換を求めます。

以上